

平成28年10月5日

答申第734号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、当該視聴者が以前開示を求めた「最直近時点で『NHK倫理・行動憲章』に則り、不適切な会計処理が再発しないための防止策としてどのような措置を講じているのかその内容が分かる文書」に対しNHKが開示した文書について、①「虚偽文書の作成」が防止できなかった要因ないし理由、②「未認識数理計算上の差異を修正している事実はない」と正当化する根拠に適合した退職給付会計基準、同適用指針等の該当部分全文、③会計基準に違反した決算書や文書開示を発見・防止するために実施している内容、④「経理規程第3条にある『職務を適切に分割し、業務を相互に牽制するための組織を構築』するためには、各部の職員数を適切に配置することが必要だが、各部の職員数が不明の中で当該組織を適切に構築できているとする根拠」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書のうち、②および③は開示したが、①および④は、文書が存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は、いずれも存在しないため開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書はいずれも存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年10月5日（第242回審議委員会）

第747号諮問、審議、答申